

WHO本部スイスジュネーブの最中で、優先事項は、



すべての人々が可能な最高の保健水準へ

WHO (世界保健機関本部) 訪問

欧州
食品衛生調査団
に参加して

食品検査課 和田 貴臣

今回は国際的な感染症対策の現状について報告する。

最初の訪問先であるWHO(世界保健機関)本部で、現状について話を聞いた。11月1日、午前9時50分、調査団一行のバスがWHOの正面玄関に止まり、我々は早速、入館手続きへと移った。やはり国際機関だけあり、手続きは大変厳しく、目的、氏名、写真撮影などかなりの時間を要した。

さて、ここでWHOについて再確認しておきたい。WHOは、1948年に「すべての人々が可能な最高の健康水準に到達すること」を目的に設立された国連の専門機関で、現在、194カ国が加盟している。わが国は加盟国として各種会合に積極的に参加し、世界の保健活動に貢献している。WHOにおける感染症対策は、現在、2006~2015年までの10カ年活動計画

加盟各国に対して包括的な社会保障対策を提出することである。

具体的内容として、世界中で問題となっている①インフルエンザ対策、②ノロウイルス対策が急務な課題となっている。これらは、わが国においても毎年、社会問題となっており、動向が注視されている。さらに、食品媒介感染症(食中毒)では、①魚介類のビブリオ対策、②食品媒介寄生虫対策が重点項目として挙げられている。一方、二枚貝のサルモネラ問題については、CODEXの食品衛生部会で基準を設けていたが、汚染された事例がほとんどなく、公衆衛生上のリスクが小さいことから、基準から削除する方向で進捗している状況であった。

また、2012年にスペイン産のチーズでリステリア菌によるアウトブレイクが発生し、注意喚起が出ている。日本ではリステリア菌という細菌の一般的な認知度が低いが、欧米では重点対策として位置付けられており、今後の世界的な発生動向に注意しなければならぬ。

CODEX (コーデックス) (Codex Alimentarius)

国際食品規格の作成などを行っている国際的な政府機関。正式には、コーデックス・アリメンタリウスという。

outbreak (アウトブレイク)

一定期間内に、限られた範囲内あるいは集団の中で、感染症が急速拡大していくこと。



③ 適正管理

2回にわたり、浄化槽の適正な維持管理について紹介してきました。今回は、水環境の保全の観点から、もうひとつの課題をお話します。

実は、浄化槽には、トイレの排水のみを処理する単独処理浄化槽と、台所やお風呂の生活雑排水も一緒に処理する合併処理浄化槽があります。昭和40年代、水洗

及していきました。単独処理浄化槽は、平成12年の浄化槽法改正で新設が禁止されましたが、既存施設は引き続き使用されています。これらは、下水道接

合併処理浄化槽への転換を(約55%)を占めています。大きな課題となっています。市町によっては、合併処理浄化槽の設置に助成制度を設けるなどして転換を促しているところもあります。水環境の保全のため、こ

化要求の高まりを受け、単独処理浄化槽が急速に普及しました。その後、高性能で小型の合併処理浄化槽が実用化し、水環境保全意識の高まりもあり、徐々に普

続や合併処理浄化槽への転換に伴い徐々に減っていますが、全国の浄化槽約794万基のうち約488万基(約62%)、広島県でも約18万基のうち約10万基

された一般家庭から出る有機性物質が、合併処理浄化槽の場合の4g/人日に対し、32g/人日と8倍高く、合併処理浄化槽などへの転換をいかに進めるか

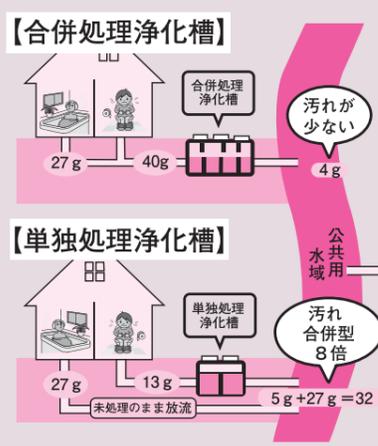
の機会に、是非ともご家庭の浄化槽を確認いただき、合併処理浄化槽への転換を考慮していただくことをお願いします。県では合併処理浄化槽の整備の推進と併せて、今年度、関係事業者、行政等が連携して浄化槽の適正な維持管理

の促進に向けた取り組みを考えていくことにしています。皆様にも、適正な維持管理について、ご協力をお願いして終りとさせていただきます。(広島県環境県民局 循環型社会課 (このシリーズ終わり))

良質な水環境の保全へ

合併処理浄化槽への転換を

浄化槽の比較



⑥ 水道法と水質基準

今回は、水道法に定められている水質基準について紹介します。水道法は、豊富・低廉・清浄な水道水を常に供給し、皆様に快適な生活を送っていただくために定められました。水道水質基準は、項目毎に毎日検査する項目、毎月検査する項目など、定期的に水質を検査することが決められています。この水質検査は、水道水を供給する水道事業者自身か、水道法第20

今回は、水道法に定められている水質基準について紹介します。水道法は、豊富・低廉・清浄な水道水を常に供給し、皆様に快適な生活を送っていただくために定められました。水道水質基準は、項目毎に毎日検査する項目、毎月検査する項目など、定期的に水質を検査することが決められています。この水質検査は、水道水を供給する水道事業者自身か、水道法第20

目は50項目で、健康を守るために設定された30項目、料理や洗濯など生活に使う上で障害が生ずるといった観点から設定された20項目があります。例えば、水道水質基準の濁度について考えてみます。もし、毎日使う水道水が濁っていたら、口にしたくないはずですが、洗濯に使えば、洗濯物に汚れが付く

安心・安全な飲み水のために

50項目の検査が必要



イオンクロマトグラフ法による水質検査

条の登録を行った登録検査機関が行うことになっています。当協会は、この登録検査機関であり、水道水の安全確認のお手伝いをしています。

水道水質基準は、「水質基準に関する省令」により詳細が定められており、最新の科学的知見によって常に見直され、逐次改正が行われます。現在の検査項

目には50項目で、健康を守るために設定された30項目、料理や洗濯など生活に使う上で障害が生ずるといった観点から設定された20項目があります。例えば、水道水質基準の濁度について考えてみます。もし、毎日使う水道水が濁っていたら、口にしたくないはずですが、洗濯に使えば、洗濯物に汚れが付く

かもしれません。また、大腸菌という項目もあります。もし、水道水に大腸菌が含まれていて、それが病原性を持つ菌であったら、お腹を壊したり病気になるかもしれません。水道水質基準には、その他ホルムアルデヒドなどの発がん性物質についても、厳しい基準が定められています。

これまで6回シリーズで、水道水について紹介してきました。これを機に水道水に興味を持っていただき、安心・安全な水道水を飲んでいただければ幸いです。(分析2課 井手岡 謙治)